

発議第3号

太宰府市議会基本条例の一部を改正する条例について

太宰府市議会会議規則第13条第2項の規定により、別案のとおり提出する。

平成29年2月24日

太宰府市議会議長 橋本 健 様

提出者 政治倫理条例制定特別委員会

委員長 門田 直樹

理 由

太宰府市議会議員政治倫理条例が制定されることに伴い、条例の一部を改正する必要が生じたため。

太宰府市議会基本条例の一部を改正する条例

〔平成 年 月 日〕
〔条 例 第 号〕

太宰府市議会基本条例（平成 26 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条中「政治倫理確立に関する決議（平成 8 年 12 月 17 日）」を「太宰府市議会議員政治倫理条例（平成 年 条例第 号）」に改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

太宰府市議会基本条例(平成26年条例第8号)新旧対照表

現行	改正案
<p>第8章 政治倫理 (政治倫理)</p> <p>第11条 議員は、<u>政治倫理確立に関する決議(平成8年12月17日)</u>を順守し、市民の代表としての責任を常に自覚し、公私にわたり高い倫理性に基づき行動しなければならない。</p>	<p>第8章 政治倫理 (政治倫理)</p> <p>第11条 議員は、<u>太宰府市議会議員政治倫理条例(平成 年条例第 号)</u>を順守し、市民の代表としての責任を常に自覚し、公私にわたり高い倫理性に基づき行動しなければならない。</p>